

## 派遣労働者の方に関する

# 雇用保険の被保険者資格の取得・喪失手続が変わります！

### 加入手続

#### 適用基準が変わります！

- 1年以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

新

- 6ヶ月以上の雇用見込みがあること
- 1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

※ 平成21年4月1日時点で、6ヶ月以上の雇用見込みがあり、適用基準に該当する場合は加入手続を行ってください。また、4月1日より前から雇っていた方についても、4月1日以降、雇入れ時から6ヶ月を経過した方については、その時点で加入手続を行っていただく必要があります（その後6ヶ月間に離職が確実に見込まれる場合を除く。）。

### 喪失手続

#### 雇用契約期間が満了した場合の喪失手続が変わります！

- 雇用契約期間の満了時において次の派遣就業先が決まっていなくても、派遣労働者が同一の派遣元事業主の下での派遣就業を希望しており、かつ、派遣元事業主も次の派遣就業を指示する意向がある場合には、雇用契約期間満了後、1か月程度経過するまでの間は、被保険者資格を喪失しないとの取扱いでした。

新

- 派遣元事業主が、派遣労働者に対して雇用契約期間が満了するまでに次の派遣就業を指示しない場合には、派遣労働者が同一の派遣元事業主のもとでの派遣就業を希望する場合を除き、雇用契約期間満了時に被保険者資格を喪失するとの取扱いとなります。

※ 平成21年3月31日以降に雇用契約期間が満了する方について、新たな取扱いによる喪失手続を行ってください。



厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所（ハローワーク）

詳しくは公共職業安定所にお問い合わせください

## 一般被保険者である派遣労働者の 雇用保険被保険者資格の喪失について

- 派遣労働者に関して、雇用契約期間2ヶ月程度以上の派遣就業を1ヶ月程度以内の間隔で繰り返し行うこととなっている方については、反復継続して派遣就業を行うものであるとして、一般被保険者として取り扱うこととなっています。
- このため、雇用保険の被保険者である派遣労働者が、雇用契約期間満了後、1ヶ月程度以内に次の派遣就業が開始されなかった場合に、被保険者資格を喪失することとしているところですが、これは、派遣労働者が同一の派遣元事業主の下での派遣就業を希望しており、かつ、派遣元事業主も次の派遣就業を指示する意向がある場合の取扱いです。
- 従って、派遣労働者については、被保険者資格を喪失した事実が明らかとなった場合には、雇用契約期間満了後1ヶ月経過を待つことなく、当該事実が明らかとなった時点において被保険者資格を喪失することになります。例えば、次に該当するに至った場合には、その時点において被保険者資格を喪失することになります。
  - ① 労働者が以後同一派遣元における派遣就業を希望しない場合
  - ② 事業主が以後派遣就業を指示しない意向がある場合など

厚生労働省 都道府県労働局 公共職業安定所（ハローワーク）

詳しくは公共職業安定所にお問い合わせください